

教 育 委 員 会 臨 時 会 議 録

平成27年3月13日 午後1時30分 開議

出席委員

委 員 長	林	正 美
委 員	柳 瀬	ひろみ
委 員	小 田	伊佐浩
委 員	菅 沼	由貴子
委 員	花 井	正 文

説明のための出席者

教育部長	近 藤 薫 子
教育部次長	柴 谷 好 輝
教育部次長兼学校教育課長	白 井 博 司
教育部次長兼中央図書館長	久 世 康 之
庶務課長	木 和 田 聡 哉
学校教育課主幹	山 田 佳 宏
生涯学習課長	前 田 清 彦
スポーツ課長	中 村 幸 夫
学校給食課長	山 西 宣 好

教育長が指定した事務局職員

主 事	中 尾 成 利
-----	---------

議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 豊川市就学指導委員会規則の一部改正について
- 第3 豊川市陸上競技場管理規則を廃止する規則について
- 第4 平成27年度教職員の人事異動について（非公開）
- 第5 教職員の任用について（非公開）
- 第6 教育委員会の委員の辞職につき同意を求めることについて（非公開）

「林委員長」 定刻になりましたので、只今から教育委員会を開会し、直ちに会議を開きます。始めに日程第1、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員

は、委員長において、小田・菅沼両委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

続きまして、日程第2、第7号議案「豊川市就学指導委員会規則の一部改正について」

を議題といたします。事務局から提案内容の説明をお願いします。

「白井教育部次長」 それでは、資料に基づき説明いたします。愛知県教育委員会が、愛知県就学指導委員会の名称を、愛知県教育支援委員会に改めたことに倣い、豊川市就学指導委員会の名称を豊川市教育支援委員会に改めることといたしました。

題名及び条文中の就学指導委員会を教育支援委員会に改めました。さらに委員として、従前は特別支援学級を設置している学校の学校長のみを対象としていましたが、今後は全ての小中学校の学校長も委員として参加できるよう、第4条第1項第2号「特別支援学級を設置する学校の学校長」を、「豊川市立小・中学校の学校長」に改めております。

また、今回は名称等の改正のみですが、今後は学識経験者として愛知教育大学の都築教授をお招きして助言をいただきながら、豊川市教育支援委員会の今後の支援方法などについても検討していきたいと考えております。

「林委員長」 只今の提案につきまして、ご質疑がありましたらお願いします。なければ私から発言させていただきます。名称が教育支援に変更になり、事業の対象が広がったことで、就学指導の重要性に対する認識が薄れてしまいそうで心配に思いますが、どうでしょうか。

「白井教育部次長」 確かにそういった懸念もありますが、今後、教育支援委員会の活動内容を改めていく際には、学識経験者や医師に意見を伺い、総合的な教育支援の方向性を考えていく中で、本来の趣旨を損なってしまわないよう、教育支援委員会と教育委員会が連携して進めていく必要があると考えております。

「小田委員」 今回、名称を変更して、委員になれる先生方の範囲を広げるということだと思いますが、委員の定数は新旧とも25人で変化がないですが、25人という人数に何か意味があるのでしょうか。

「花井教育長」 25人という人数は、各分野の有識者から適格者を選んだ結果が25人だということです。例えば保健所の職員、或いは豊橋や豊川特別支援学校の先生方、それに、公立病院である豊川市民病院の先生、個人病院の先生、校長会から何名といったように、教育委員会が必要と考える対象者を積算していくと、25人ということになります。

「小田委員」 今後より多くの方に参加していただきたいと考えると、25人ではなく、例えば30人以内といった表現に変更して、融通が利く人数を規定したほうが良いのではないですか。

「花井教育長」 人数が多いほうが良いという委員会ではないと考えていますので、今のところ人数を増やしていく予定はないです。現在の委員数は25名でしたね。

「白井教育部次長」 はい、現在は25名です。来年度以降、内容を見直していく中で、委員の人数も変更したほうが良いという結論になりましたら、改正していきたいと思えます。

「林委員長」 他にはよろしいですか。なければ採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「林委員長」 異議なしと認め、日程第2、第7号議案「豊川市就学指導委員会規則の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

「林委員長」 次に日程第3、第8号議案「豊川市陸上競技場管理規則を廃止する規則について」を議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

「中村スポーツ課長」 それでは、「豊川市陸上競技場管理規則を廃止する規則について」ご説明いたします。この件につきましては昨年の教育委員会11月定例会で、「豊川市体育施設条例の一部改正について」でご説明させていただきましたが、平成27年4月1日から豊川市陸上競技場へ指定管理者制度を導入することに伴い、豊川市体育施設条例の体育施設として豊川市陸上競技場を加えることになりました。これにより、豊川市陸上競技場条例は廃止され、豊川市陸上競技場管理規則につきましても同様に廃止するものでございます。なお「豊川市陸上競技場管理規則を廃止する規則」は平成27年4月1日から施行するものです。

「林委員長」 それでは、只今の提案につきまして、ご質疑がありましたらお願いします。よろしいですか。なければ採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「林委員長」 異議なしと認め、日程第3、第8号議案「豊川市陸上競技場管理規則を廃止する規則について」は、原案のとおり可決されました。

「林委員長」 続いて、日程第4、第9号議案「平成27年度教職員の人事異動について」を議題といたしますが、本案及び次案の、日程第5、第10号議案「教職員の任用について」、並びに、日程第6、同意第1号「教育委員会の委員の辞職につき同意を求めることについて」は、人事に関する案件ですので、議事を非公開とし、会議内容の議事を別に記録することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

「林委員長」 異議なしと認め、第9号及び第10号議案、並びに、同意第1号は非公開とします。

それでは日程第4、第9号議案「平成27年度教職員の人事異動について」事務局から提案理由の説明をお願い致します。

「花井教育長」 第9号議案「平成27年度教職員の人事異動について」を資料に基づき説明。

(以下、議事内容は個人情報に関わるため、議事を非開示)

「林委員長」 次に、日程第5、第10号議案「教職員の任用について」を議題とします。それでは事務局から提案理由の説明をお願いします。

「白井教育部次長」 第10号議案「教職員の任用について」を資料に基づいて説明。

(以下、議事内容は個人情報に関わるため、議事を非開示)

「林委員長」 次に日程第6、同意第1号「教育委員会の委員の辞職につき同意を求めることについて」を議題といたします。議題に入る前に、本件は花井委員に関する案件でありますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第5項の規定に基づき、花井委員の退席を求めます。

(花井委員 退席)

それでは、事務局から提案理由の説明をお願いします。

「木和田庶務課長」 同意第1号「教育委員会の委員の辞職につき同意を求めることについて」を資料に基づいて説明。

(以下、議事内容は個人情報に関わるため、議事を非開示)

「林委員長」 本日の会議に付議されました案件は以上ですので、これで本委員会を閉会します。ありがとうございました。

(午後2時38分 閉会)